



こんにちは
横浜市議員

日本共産党

週刊ニュース

白井まさ子 対

白井まさ子事務所

日本共産党港北区事務所内
2013. 03. 20号
横浜市港北区樽町1-24-36
TEL (543) 4138 FAX (543) 2086
E-Mail: mail@shirai-masako.jp
http://www.shirai-masako.jp/

(2015年度) 2013年度から国民健康保険料の算定方法が変更 最大50%アップ、軽減措置が足りない!

政令改正により、国民健康保険料の算定方式が2013年度から所得金額を基に計算する「旧ただし書き方式」に、全国的に統一されます。横浜市ではいままで市民税額を基に計算する「市民税方式」をとっていましたが、計算方式が変わります。

計算方式が変わるとどうなるか

旧ただし書き方式では、同じ人数で同じ所得の世帯なら、家族の構成や事情などに関係なく同じ保険料になります。各種控除(右参照)が考慮されないため、扶養家族が多い世帯、障害者や病人がいる世帯などは、保険料が上がります。

横浜市の試算では約3割の世帯で保険料が上がります。中には5割も値上げになる世帯も生じます。そこで市は、均等割額と所得割額の賦課割合を50:50から60:40に変更するとともに、2年間に限り保険料の増加を抑える経過措置を行い、経過措置の一部に市費を繰り入れるなどの対策を講じています。

低所得者にもっと配慮を

予算特別委員会で、日本共産党の白井まさ子議員は、経過措置が十分でない指摘しました。

旧ただし書き方式に変更する都市の中では、経過措置を3年間(川崎市、藤沢市)、5年間(葉山町)とし、保険料が急激に増加しないように配慮しています。

白井議員は、応能負担である所得割額の賦課割合を応益負担である均等割額よりもっと高くする、経過措置の期間をもっと長くすること、障害者控除や寡婦控除も経過措置の対象とするなど、低所得世帯の保険料の値上げを抑制するよう、他市の例をあげながら提案しました。

健康福祉局長は、全体への影響を配慮したと答弁し、これ以上の軽減措置をとるつもりがないことを明らかにしました。

国民健康保険料の算定方法

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(被保険者が等しく負担)

市民税方式

所得から基礎控除(33万円)と各種控除*を引いたものを基に計算。

*配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、障害者控除など

旧ただし書き方式

所得から基礎控除(33万円)だけを引いたものを基に計算。

国民健康保険料が20%以上増加する世帯

◆2013年度暫定料率による試算で、市民税方式による保険料額と比較した場合の増加率。

2015年度以降 (2013年度)

給与所得：50万～

二人世帯	9.7～42.7%	(-10.5～ 0.0%)
三人世帯	0.0～35.1%	(-13.6～-2.4%)
四人世帯	-5.0～30.1%	(-15.2～-4.0%)

給与所得：100万～

二人世帯	10.6～43.6%	(2.2～ 20.3%)
三人世帯	27.6～44.4%	(- 4.3～ 7.1%)
四人世帯	22.3～38.9%	(- 6.5～-1.2%)

給与所得：150万～

三人世帯	19.6～25.6%	(3.9～ 9.2%)
四人世帯	31.9～50.1%	(0.4～ 8.3%)

給与所得：200万～

三人世帯	14.5～18.5%	(10.3～ 13.7%)
四人世帯	24.8～30.3%	(6.1～ 9.9%)

給与所得：250万～

四人世帯	19.4～23.5%	(10.7～ 13.5%)
------	------------	----------------

給与所得：300万～

四人世帯	12.2～18.6%	(14.0～ 17.4%)
------	------------	----------------